

審議事項 2

規制	自治体	警察本部	部課	交通規制課
規制の名称				
警察署長の道路使用許可				
根拠法令等				
道路交通法第 77 条（道路の使用の許可）				
規制の目的				
道路工事等により道路を使用するに当たり、交通の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、交通誘導員の配置等、必要な条件を付している。				
規制内容の概要				
道路使用の許可とは、通行目的以外の道路の使用のうち社会的な価値を有するものについて、それが行われることを一概に否定しないものの、これが無秩序に行われた場合には交通の危険、妨害を生じさせ得ることから、これをひとまず一般的に禁止（道交法第 76 条）した上で、条件に従うことにより交通の妨害となるおそれなくなる等、一定の要件を備えている場合には警察署長が許可を与え、道路の通行という一般的な使用を基本とする秩序の確保を図りつつ、道路の使用に係る様々なニーズに適切に対応しようとするものである。				
規制の概念図				
<pre> graph TD A[道路使用許可対象行為 (道路工事・工作物設置・露店等の出店・公安委員会が許可対象とした行為)] --> B[道路使用許可申請] B --> C[行政指導] C --> D[補正後受理] C --> E[受理] C --> F[拒否] E --> G[条件の検討・付与] G --> H[許可] I[必要な交通誘導員の配置 安全機器の配置等] -.-> G </pre>				

提案	提案主体	一般社団法人 静岡県建設業協会
提案事項		
仮設交通信号機設置による交通誘導員の配置省略		
提案の具体的内容		
<ul style="list-style-type: none"> 山間地等で交通量が少なく安全性が見込まれる路線の一部区域における、仮設交通信号機設置による交通誘導員の配置省略 本県においては、交通規制を伴う工事現場への仮設信号機の設置も認められていない現状となっており、円滑な公共工事の施工に支障が出ている。 		
対応	検討状況	対応不可
検討状況の詳細（対応案）		
<p>道路工事に伴う道路使用許可において、交通誘導員や安全機器の配置は、個々の現場で違うため、基準となるものはない。</p> <p>したがって、各々の工事現場の</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路形状や交通量 工事内容 工事時間帯や昼夜の別 等 <p>について、道路利用者をはじめ、周辺の環境や工事に従事する作業員等の安全にも配慮し、</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種資機材の活用 交通誘導員の人数や配置場所 <p>等を総合的に判断しているものである。</p> <p>また、真にやむを得ない場合は、公安委員会の意思決定を受けた「工事用信号機」を設置することも認めており、この場合の法律効果は、一般の信号機と異なるものではない。</p> <p>しかし、「仮設交通信号機」については、一般の信号機や前記「工事用信号機」のような法的効果はなく、交通事故が発生した場合には、設置者に対する責任を問われる可能性もある。</p> <p>よって、「仮設交通信号機」は、一律に禁止するものではないものの、交通誘導員のマンパワーに変わる手段として、それを設置・運用することはできない。</p>		

道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)

(道路の使用の許可)

第 77 条 次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長(以下この節において「所轄警察署長」という。)の許可を受けなければならない。

一 道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人

二～四 (略)

2 前項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当するときは、所轄警察署長は、許可をしなければならない。

一 当該申請に係る行為が現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき。

二 当該申請に係る行為が許可に付された条件に従つて行なわれることにより交通の妨害となるおそれがなくなると認められるとき。

三 当該申請に係る行為が現に交通の妨害となるおそれはあるが公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められるとき。

3 第 1 項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、所轄警察署長は、当該許可に係る行為が前項第 1 号に該当する場合を除き、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付することができる。